

## 評議員及び役員報酬支給規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 25. 9. 25

改正 平成 27. 6. 17

改正 令和 2. 3. 2

### (総則)

第 1 条 公益財団法人農林水産長期金融協会の定款第 18 条及び第 33 条の評議員及び役員  
の報酬については、この規程の定めるところによる。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
よる。

- (1) 評議員とは、定款第 15 条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第 27 条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、常時協会に勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

### (評議員及び非常勤役員の報酬)

第 3 条 評議員及び非常勤役員には、評議員会又は理事会への出席及び定例業務処理に係  
る勤務に対して報酬を支払うことができるものとし、その額は別表のとおりとする。

### (常勤役員の報酬)

第 4 条 常勤役員の報酬は、本俸及び通勤手当とする。

- 2 常勤理事の本俸は、年額 13,800,000 円を上限として理事会で定める額とし、その 12  
分の 1 を毎月支給する。
- 3 通勤手当は、通勤のため最も経済的で合理的であり、かつ通勤の実情に合致した経路  
及び方法による運賃の実費を支給する。

### (報酬の支給方法)

第 5 条 常勤役員の報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、支給日が休日に当たる  
ときは、当日直前の休日以外の日に報酬を支払う。

- 2 評議員及び非常勤役員の報酬は、評議員会及び理事会出席の都度又は月ごとにまとめ  
て支払う。

### (常勤役員の新規就任者及び退職者の報酬)

第 6 条 月の中途において新たに就任し、又は退職した常勤役員の発令月の報酬は、第 4

条第2項の規定にかかわらず、当該月の日割計算とする。

ただし、常勤役員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の報酬の全額を支給する。

2 前項の日割計算の日数には、休日を含めないものとする。

(端数計算)

第7条 給与計算上において各項目に生じた円未満の端数は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定による。

附 則

この規程は、公益財団法人農林水産長期金融協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成25.9.25）

この改正は、評議員会の決議のあった日（平成25年9月25日）から実施する。

附 則（平成27.6.17）

この改正は、評議員会の決議のあった日（平成27年6月17日）から実施する。

附 則（令和2.3.2）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

別表 評議員及び非常勤役員の報酬

区分	業務内容	1日当たり金額（源泉徴収税差引後）
評議員	評議員会出席	12,400円
非常勤理事	(1) 理事会又は評議員会出席	12,400円
	(2) 理事長の定例会務	51,500円
非常勤監事	(1) 理事会又は評議員会出席	12,400円
	(2) 月例監査、決算監査、 業務監査	38,200円

(注) 1. 理事長の定例会務及び監事の月例監査で、半日で勤務が終了した場合は、理事長にあつては25,800円、監事にあつては20,600円とする。

2. 評議員及び非常勤役員で新幹線を利用する必要があると認められるものについては、上表に規定する額に、新幹線の利用に要する実費（座席指定料金を除く。）を加えて支給する。